

指定短期入所生活介護

指定介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

青森県指定 第 0270204217 号

短期入所生活介護事業所 はくじゅ

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態（要支援状態）にある方に対し、適正な短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所介護サービス（以下「サービス」という）を提供することにより要介護状態（要支援状態）の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名 短期入所生活介護事業所 はくじゅ
指定番号 青森県指定 第 0270204217 号
所在地 青森県弘前市大字大沢字稲元 1 番地 1 3
管理者の氏名 高木 周一郎
電話番号 0 1 7 2 - 5 5 - 9 5 1 1
FAX 番号 0 1 7 2 - 5 5 - 9 5 1 2
サービス提供地域 弘前市、平川市、黒石市、大鰐町、藤崎町、田舎館村

(2) 事業所の従業者体制

職名	人員数	業務内容
管理者	1名	介護従事者及び業務の一元的な管理
医師	1名以上	健康管理及び療養上の指導
生活相談員	1名以上	生活相談及び助言、援助
介護職員	7名以上	心身の状況に応じた適切な介護
看護職員(看護師) 看護職員(准看護師)	1名以上	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理
機能訓練指導員	1名以上	日常生活上必要な機能の改善又は維持

(3) 設備の概要

定員 20名

○居室

1人部屋 18室

2人部屋 1室

○食堂 1室

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できる テーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室 1室

浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

○洗面所及び便所 全室

○機能訓練室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、医務室、静養室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・面談室・介護職員室等を設けます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

①短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成した際は、当該計画を交付します。

②食事

食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。また、利用者の自立支援に配慮して可能な限り離床して食堂で食事をしていただくことを原則とします。ただし、本人の希望・状態により、居室等、食堂以外での食事もできます。

朝食 7:40 ~ 9:40

昼食 11:30 ~13:30

夕食 17:30 ~19:30

※上記時間内であれば、本人の希望する時間に食事ができます。

③入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④介護

短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴、口腔ケア等の介助
- ・体位変換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常に関すること等の相談に応じます。

⑦健康管理

看護職員が、本人の健康状態に応じて健康管理、内服薬等の管理を行います。利用中の医療機関の受診は、事業者とご家族との協議のうえ、連携を図りながら対応致します。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来受診する場合がございます。

(2) その他のサービス及び費用（別紙一覧表）

①理容

毎月、理容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出ください。（料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。）

②所持品の管理

保持できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願い致します。

③レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の事業を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。（利用期間中に行われる場合）主なレクリエーション 4月：花見会、9月：敬老の集い、12月：クリスマスの集い
主なクラブ活動 娯楽クラブ、手工芸、お茶会等

④日常生活上必要となる諸費用の実費

日常生活用品の購入代金等、利用者様の日常生活に要する費用で、ご負担いた

だくことが適当であるものにかかる費用をお支払いいただきます。

料金表・・・別紙2

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護（介護予防短期入所生活 介護）が法廷代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

料金表・・・別紙1

5. サービス利用に当たっての留意事項

①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。

②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。

③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

④従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、定期的に利用者及び従業員等の訓練を行います。

①防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難）・・・年1回以上

②利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・・・・・年1回以上

③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・・・随時

7. 緊急時の対応

サービス提供時利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

・協力医療機関

名称 弘愛会病院

住所 青森県弘前市大字宮川三丁目1番地4

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としてしています。

ただし、事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。

(1) 利用目的

- ①介護サービスの提供を受けるに当って、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- ②上記①のほか、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連携調整の為に必要な場合。
- ③現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調を崩し又はケガ等で病院へ行ったとき、医師又は看護師に説明をする場合。
- ④広報誌等発行における写真、名前などを掲載使用する場合。
- ⑤実習生にケース記録開示、ケースカンファレンスを行う場合。

(2) 個人情報を利用する事業所

- ①居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に掲載されている、介護サービス事業所
- ②病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

(3) 個人情報を利用する期間

介護サービスの提供を受けている期間

(4) 使用する条件（介護サービス事業者の責務）

- ①個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当っては、関係者以外の者に漏れることのないよう最新の注意を払うこと。
- ②個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等その経過を記録すること。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、虐待の防止のため指針及び体制を整備し、業務マニュアルを作成するとともに、定期的な従業者教育により虐待防止に努めます。

- (1) 利用者の尊厳と虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待を防止するための指針の整備を行い、定期的な見直しを図る。
- (3) 虐待防止のするための定期的な研修を実施する。
担当者…介護主任
- (4) 万一、虐待が疑われる場合は、速やかにご家族、関係機関へ連絡し、必要な措置を講じることとする。

11. 身体拘束の禁止

利用者本人又他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限するような行為は行いません。

ただし、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、「身体拘束承諾書」に家族の同意を受けたときのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等の行為を行うことができることとします。その際は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底をはかるものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

12. 認知症に係る教育

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための措置を講じることとする。（介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

13. 業務継続計画の策定（BCP）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定

し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。

研修・訓練…年2回以上

- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

業務継続計画の見直し…年1回以上

14. ハラスメント防止対策

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

従業者が利用者、利用者のご家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者のご家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができるものとする。

15. 苦情相談窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者：盛 祐子 小田桐 忍

解決責任者：高木 周一郎

電話 0172-55-9511 FAX 0172-55-9512

受付時間 午前9時00分～午後5時00分（12/31～1/3を除く）

- (2) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

16. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意に過失が認められた場合には、ご利用者様のおかれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の賠償責任を減じさせていただきます。

なお、当事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。